

高知県高知海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1, 001号	有限会社野根水産	安芸郡東洋町野根伏越沖	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根野根港県漁場基点第6号 基点乙 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号 ア 甲から乙を見通した線から左に75度45分の線と乙から甲を見通した線から右に39度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に54度38分の線と乙から甲を見通した線から右に53度52分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に24度26分の線と乙から甲を見通した線から右に25度19分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に48度34分の線と乙から甲を見通した線から右に15度26分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
定第1, 002号	有限会社野根水産 櫻井 富美子	安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻1号）	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号 基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号 ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に51度6分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39度49分の線と乙から甲を見通した線から右に73度41分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により 囲まれた区域内においては、定第1, 003号の 操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 003号	有限会社野根水産 櫻井 富美子	安芸郡東洋町野根水尻 沖（水尻 2 号）	点の位置 基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基 点第 8 号 基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点 第10号 ア 甲から乙を見通した線から左に42 度56分の線と乙から甲を見通した線から右に 36度30分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に27 度19分の線と乙から甲を見通した線から右に 58度20分の線との交点 ウ 乙から甲を見通した線から右に13 度39分の線上乙から837メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に 4 度22分の線上甲から1, 240メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に34 度24分の線と乙から甲を見通した線から右に 28度39分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に21 度 2 分の線と乙から甲を見通した線から右に 47度42分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線より 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1 月 1 日から12月31日 まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和10年 8 月31日まで	個別	－	1 昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にすること。 2 アイ、イカ、カオ 及びオアを結ぶ4直線 により 囲まれた区域内にお いては、定第1, 002号 の 操業を妨げるような 身網の敷設を行って は な ら ない。
定第 1, 004号	苦坂一角ほか360名 （佐喜浜大数組合）	室戸市佐喜浜町黒濤沖	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町隠谷県漁場基点第 11号 基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点 第13号 ア 甲から乙を見通した線から左に95 度29分の線と乙から甲を見通した線から右に 35度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に71 度54分の線と乙から甲を見通した線から右に 48度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に23 度 8 分の線と乙から甲を見通した線から右に 14度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に70 度10分の線と乙から甲を見通した線から右に 6度18分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線より 囲まれた区域。ただし、共第2, 509号の漁 場の区域を除く。		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1 月 1 日から12月31日 まで	令和 5 年 9 月 1 日から 令和10年 8 月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 005号	苦坂一角ほか360名 （佐喜浜大敷組合）	室戸市佐喜浜町佐喜浜 港沖（源太簀）	点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町平簀県漁場基点第 14号 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第 15号 ア 甲から乙を見通した線から左に47 度5分の線と乙から甲を見通した線から右に 70度24分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に37 度41分の線と乙から甲を見通した線から右に 90度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に6 度30分の線と乙から甲を見通した線から右に 70度45分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に7 度15分の線と乙から甲を見通した線から右に 27度8分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に23 度12分の線と乙から甲を見通した線から右に 55度55分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に17 度19分の線と乙から甲を見通した線から右に 85度45分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	1 昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にすること。 2 オカ、カウ、ウエ 及びエオを結ぶ4直線 により 囲まれた区域内にお いては、共第2, 518号 の 操業を妨げるような 垣網の敷設を行って は な ら ない。
定第 1, 006号	橋本健ほか133名 （椎名大敷組合）	室戸市室戸岬町椎名若 松谷沖（椎名2号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻県漁 場基点第23号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協 同組合椎名支所屋上県漁場基点 基点丙 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻簀上 の簀 ア 甲から乙を見通した線から左に 102度54分の線と乙から甲を見通した線から 右に38度5分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73 度59分の線と乙から甲を見通した線から右に 52度23分の線との交点 アイ、イ甲、甲丙及び丙アを結ぶ4直線により 囲まれた区域。		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 007号	橋本健ほか133名 （椎名大数組合）	室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名船着場県漁場 基点第21号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協 同組合椎名支所屋上県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に52 度34分の線と乙から甲を見通した線から右に 55度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39 度22分の線と乙から甲を見通した線から右に 78度0分の線との交点 ウ 乙から甲を見通した線から右に20 度27分の線上乙から430メートルの点 エ 乙から甲を見通した線から右に7 度17分の線上乙から984.5メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に28 度20分の線と乙から甲を見通した線から右に 44度31分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直 線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 008号	橋本健ほか133名 （椎名大数組合）	室戸市室戸岬町椎名夫婦碇沖（椎名1号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名かごりたか県 漁場基点第25号 基点乙 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場 基点第26号 基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大碇 基点丁 室戸市室戸岬町椎名椎の木谷沖の 碇 ア 甲から乙を見通した線から左に56 度37分の線と乙から甲を見通した線から右に 61度45分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に44 度30分の線と乙から甲を見通した線から右に 79度58分の線との交点 アイ、イ丁、丁丙及び丙アを結ぶ4直線によ り囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 009号	三津大敷株式会社	室戸市室戸岬町三津 竹ヶ鼻沖（三津2号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場 基点第26号 基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基 点第27号 ア 甲から乙を見通した線から左に92 度16分の線と乙から甲を見通した線から右に 51度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に69 度46分の線と乙から甲を見通した線から右に 71度58分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に30 度3分の線と乙から甲を見通した線から右に 41度10分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に85 度42分の線と乙から甲を見通した線から右に 13度21分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域。ただし、共第2, 525号の漁 場の区域を除く。		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 010号	三津大敷株式会社	室戸市室戸岬町三津長 湊沖（三津1号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基 点第27号 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点 第29号 ア 甲から乙を見通した線から左に41 度13分の線と乙から甲を見通した線から右に 59度2分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33 度34分の線と乙から甲を見通した線から右に 77度32分の線との交点 ウ 乙から甲を見通した線から右に12 度20分の線上乙から346メートルの点 エ 乙から甲を見通した線から右に6 度30分の線上乙から636メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域。ただし、共第2, 527号の漁 場の区域を除く。		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1,011号	高岡大敷株式会社	室戸市室戸岬町高岡赤 碇沖（高岡1号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点 第29号 基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場 基点第32号 ア 甲から乙を見通した線から左に82 度35分の線と乙から甲を見通した線から右に 49度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に60 度47分の線と乙から甲を見通した線から右に 65度28分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に20 度17分の線と乙から甲を見通した線から右に 12度25分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に87 度55分の線と乙から甲を見通した線から右に 8度59分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1,012号	高岡大敷株式会社	室戸市室戸岬町高岡黒 見沖（高岡2号）	点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点 第29号 基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場 基点第32号 ア 甲から乙を見通した線から左に44 度33分の線と乙から甲を見通した線から右に 60度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に32 度35分の線と乙から甲を見通した線から右に 90度15分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に9 度3分の線と乙から甲を見通した線から右に 68度30分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に11 度39分の線と乙から甲を見通した線から右に 26度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 013号	大西洋三ほか2名 (加領郷大敷組合)	安芸郡奈半利町加領郷 港前	点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第 62号 基点乙 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第 30号 ア 甲から乙を見通した線から左に96 度54分の線と乙から甲を見通した線から右に 28度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に80 度7分の線と乙から甲を見通した線から右に 37度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に39 度24分の線と乙から甲を見通した線から右に 20度7分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に55 度20分の線と乙から甲を見通した線から右に 10度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 014号	木下 清	安芸郡奈半利町六本松 沖	点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第 30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防 上県漁場基点第68号 ア 甲から乙を見通した線から左に68 度10分の線と乙から甲を見通した線から右に 50度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59 度1分の線と乙から甲を見通した線から右に 57度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49 度27分の線と乙から甲を見通した線から右に 45度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に57 度38分の線と乙から甲を見通した線から右に 39度35分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 015号	有限会社田野大敷	安芸郡田野町三ツ石沖	点の位置 基点甲 安芸郡田野町奈半利川右岸堤防上測点 基点乙 安芸郡田野町県漁場基点第32号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に75度44分の線と乙から甲を見通した線から右に74度31分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に83度5分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に66度0分の線と乙から甲を見通した線から右に71度40分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に76度36分の線と乙から甲を見通した線から右に64度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。
定第 1, 016号	長町爾ほか5名 (安田大栄大敷組合)	安芸郡安田町唐ノ浜小磯渚沖	点の位置 基点甲 安芸郡安田町不動県漁場基点第33号の1 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の2 ア 甲から乙を見通した線から左に53度25分の線と乙から甲を見通した線から右に86度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45度39分の線と乙から甲を見通した線から右に100度13分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に103度42分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に42度36分の線と乙から甲を見通した線から右に82度45分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。
定第 1, 017号	笹岡博ほか6名 (九石大敷組合)	須崎市下甲崎西沖	点の位置 基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻県漁場基点 基点乙 須崎市下甲崎じんた簀県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分の線と乙から甲を見通した線から右に33度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の線と乙から甲を見通した線から右に62度25分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に186度0分の線上甲から136メートルの点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	10月1日から翌年8月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 018号	笹岡博ほか6名 (九石大敷組合)	須崎市大谷九石沖	点の位置 基点甲 須崎市大谷水尻大濠県漁場基点 基点乙 須崎市大谷九石の大黒濠県漁場基点第85号 ア 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に68度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に15度56分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に11度13分の線と乙から甲を見通した線から左に36度0分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に25度50分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	10月1日から翌年7月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
定第 1, 019号	森光博ほか183名 (双子大敷組合)	須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1号)	点の位置 基点甲 須崎市大谷のぞきの鼻小島県漁場基点第86号 基点乙 須崎市大谷神島大黒濠県漁場基点第87号 ア 甲から磁針方位98度50分の線と乙から磁針方位57度35分の線との交点 イ 甲から磁針方位148度20分の線と乙から磁針方位70度15分の線との交点 甲ア、アイ及びイ甲を結ぶ3直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
定第 1, 020号	四万十海心株式会社	高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濤沖	点の位置 基点甲 高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濤県漁場基点 基点乙 高岡郡四万十町興津横浪穴の口県漁場基点第104号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に96度48分の線と乙から甲を見通した線から右に57度27分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に80度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に9度49分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に156度32分の線と乙から甲を見通した線から右に7度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 021号	谷儀光ほか29名 (鈴共同大敷組合)	幡多郡黒潮町鈴沖	点の位置 ア 北緯33度 7 分 8 秒東経133度10分 29秒の点 イ 北緯33度 6 分43秒東経133度10分 10秒の点 ウ 北緯33度 7 分11秒東経133度 9 分 24秒の点 エ 北緯33度 7 分33秒東経133度 9 分 39秒の点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 022号	株式会社魚彩	幡多郡黒潮町灘沖	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第161 号 基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元 ア 甲から乙を見通した線から左に83 度 9 分の線と乙から甲を見通した線から右に 47度 0 分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に48 度18分の線と乙から甲を見通した線から右に 61度 0 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に32 度31分の線と乙から甲を見通した線から右に 22度48分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に97 度10分の線と乙から甲を見通した線から右に 25度 9 分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 023号	株式会社魚彩	幡多郡黒潮町灘元磬沖	点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡峰の巣澄 定置漁場基点 基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻県漁場基 点第164号 ア 甲から乙を見通した線から左に56 度47分の線と乙から甲を見通した線から右に 85度25分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に34 度41分の線と乙から甲を見通した線から右に 119度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に16 度 0 分の線と乙から甲を見通した線から右に 119度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に26 度57分の線と乙から甲を見通した線から右に 75度 9 分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 024号	中平義久ほか136名 (以布利共同大敷組合)	土佐清水市以布利朴の 川鼻沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第 142号 基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第 143号 ア 甲から乙を見通した線から左に91 度45分の線と乙から甲を見通した線から右に 44度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に64 度42分の線と乙から甲を見通した線から右に 61度46分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に93 度50分の線と乙から甲を見通した線から右に 8度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 151度2分の線と乙から甲を見通した線から 右に5度52分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 025号	中平義久ほか136名 (以布利共同大敷組合)	土佐清水市以布利三ツ 湊沖	点の位置 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第 143号 基点乙 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点 第188号 ア 甲から乙を見通した線から左に78 度37分の線と乙から甲を見通した線から右に 61度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に52 度24分の線と乙から甲を見通した線から右に 80度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49 度55分の線と乙から甲を見通した線から右に 74度16分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に35 度24分の線と乙から甲を見通した線から右に 15度36分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に94 度36分の線と乙から甲を見通した線から右に 17度17分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直 線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 026号	川田一成ほか181名 (窪津共同大数組合)	土佐清水市窪津港前沖	点の位置 基点甲 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点 第188号 基点乙 土佐清水市窪津長湊基点 ア 甲から乙を見通した線から左に72 度18分の線と乙から甲を見通した線から右に 73度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に51 度19分の線と乙から甲を見通した線から右に 98度32分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に0 度38分の線と乙から甲を見通した線から右に 0度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に 116度47分の線と乙から甲を見通した線から 右に8度42分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 027号	川田一成ほか181名 (窪津共同大数組合)	土佐清水市窪津・津呂 界松尾谷沖（吉ノ前）	点の位置 基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第191 号 基点乙 土佐清水市津呂県漁場基点第193 号 ア 甲から乙を見通した線から左に75 度10分の線と乙から甲を見通した線から右に 57度45分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45 度0分の線と乙から甲を見通した線から右に 78度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から 785メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に24 度0分の線と乙から甲を見通した線から右に 8度17分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域。ただし、共第2, 587号の漁 場の区域を除く。		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 028号	高知県漁業協同組合	土佐清水市足摺岬椎ヶ 簀沖（足摺岬椎ヶ簀 沖）	点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬ローソク簀県漁 場基点 基点乙 土佐清水市足摺岬たすき簀の北県 漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に62 度59分の線と乙から甲を見通した線から右に 83度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41 度25分の線と乙から甲を見通した線から右に 112度23分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に16 度15分の線と乙から甲を見通した線から右に 120度17分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に43 度53分の線と乙から甲を見通した線から右に 36度58分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により 囲まれた区域	定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	10月1日から翌年7月 31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 029号	与力水産株式会社	土佐清水市貝の川沖	点の位置 基点甲 土佐清水市貝の川県漁場基点第 206号 基点乙 土佐清水市貝の川静座簀県漁場基 点第207号 ア 甲から乙を見通した線から左に93 度30分の線と乙から甲を見通した線から右に 53度25分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に71 度22分の線と乙から甲を見通した線から右に 72度30分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に17 度40分の線と乙から甲を見通した線から右に 12度30分の線との交点 アイ、イ乙、乙ウ及びウアを結ぶ4直線により 囲まれた区域。ただし、共第2, 592号の漁 場区域を除く。	定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 030号	米澤法隆ほか21名 （古満目協栄組合）	幡多郡大月町古満目崎 沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目えびす簀県漁 場基点 基点乙 幡多郡大月町古満目すずき簀県漁 場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に77 度10分の線と乙から甲を見通した線から右に 77度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に4 度55分の線と乙から甲を見通した線から右に 172度35分の線との交点 アイ、イ乙、乙甲及び甲アを結ぶ4直線により 囲まれた区域	定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	－	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 031号	福見真路ほか35名 (古満目水主大敷組合)	幡多郡大月町一切浅濬 沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切浅濬崎もとと濬 基点乙 幡多郡大月町一切赤崎沖の濬 基点丙 幡多郡大月町一切浅濬崎立濬 基点丁 幡多郡大月町一切浅濬崎止めの濬 ア 甲から乙を見通した線から右に27 度20分の線と乙から甲を見通した線から左に 36度2分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に67 度26分の線と乙から甲を見通した線から左に 20度27分の線との交点 アイ、イ丙、丙丁及び丁アを結ぶ4直線により 囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 032号	坂本 越郎	幡多郡大月町一切勤崎 南沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切大濬県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町一切勤崎南小型定置 漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に90 度59分の線と乙から甲を見通した線から右に 62度31分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に35 度24分の線と乙から甲を見通した線から右に 118度0分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に3 度3分の線上甲から95.5メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に54 度23分の線上甲から38.0メートルの点 甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ甲を結ぶ5直 線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。
定第 1, 033号	株式会社木村水産	幡多郡大月町安満地松 島前	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地松島県漁場基 点第222号 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎丸濬 ア 甲から乙を見通した線から左に56 度21分の線と乙から甲を見通した線から右に 5度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に25 度52分の線と乙から甲を見通した線から左に 10度36分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に 101度12分の線と乙から甲を見通した線から 左に10度36分の線との交点 アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲ま れた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第 1, 034号	小嶋 壮	幡多郡大月町安満地岡崎浜沖	点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型 定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎北県漁 場基点 基点丙 幡多郡大月町サル岩 ア 甲から磁針方位353度7分の線上 甲から85メートルの点 イ 甲から磁針方位356度29分の線上 甲から368メートルの点 ウ 甲から磁針方位14度30分の線上甲 から595メートルの点 アイ、イウ、ウ乙、乙丙及び丙アを結ぶ5直 線により囲まれた区域		定置漁業	ぶり、あじ、その他定 置漁業	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	—	昼夜間の漁具標識を特 に明瞭にすること。